

「簡単なものでも、特許はとれます！」

今、あなたが考えていることが大きな力になるかも知れません

特許って何だか難しいのでは・・・と思っている方も多いと思います。実は簡単、簡易な構成、構造のものでも特許は取れるのです。最近では主婦の方の発明品が商品化されるなど幅広い方々に活用されています。取るまでは大変かも知れませんが、特許が取れば製品販売力の大きな支援となり、中小企業の方は、他社に対して商品（特許製品）の差別性を出し営業力アップに結びつけることが出来ます。また、個人の方は、関連会社などに売り込むことで財産力のアップにつながることもあります。今回の講習会では、特許に関する知識を分かり易く丁寧に解説いたします。是非、この機会にご参加ください。

講座内容

特許取得のために、最低知らねばならないルール3 など

1. 発明の概念（発明性）を理解しておくこと。
2. 発明には「新しさ」（新規性）が絶対であることを知っておくこと。
3. 発明には「工夫力」（進歩性）が高いことが必須であること。
4. 発明には「種類がある」ことも覚えておくこと。
5. 具体例、最近私が特許をとりました「三角定規」で証明します。 など

～どなたでも大丈夫！分かり易く、丁寧に解説します！～



講座案内

【開催日時】

平成22年10月7日（木）午後3時～

【開催場所】

東大和市商工会館3階（中央3-922-14）

【申込方法】

9月24日（金）までに商工会にお申込下さい。
東大和市商工会事務局 ☎：562-1131 FAX：562-1530

講師紹介

弁理士
岩堀 邦男 氏

- ・弁理士（特定侵害訴訟代理権所有）
- ・東海大学兼任講師
- ・日本知財学会会員
- ・日本国際知的財産保護協会会員
- ・日本著作権学会会員

----- このまま FAX してください。 -----

FAX：562-1530

講習会「簡単なものでも独創性があれば特許はとれます！」参加申込書

事業所名			
住所			
参加者名		電話	